

日本学術会議会長談話

科学者の交流の自由と科学技術の発展について

去る1月31日、国際科学会議（ICSU: The International Council for Science）より、特定の7カ国から米国への入国を禁止した1月27日の米国大統領令は、不適切に広範囲に、かつ不公正に特定の国籍を有する人々に適用されている上、特に世界の科学者の自由な交流に対して負の影響をもたらす懸念が示されました。日本学術会議はこの声明を支持するとともに、米国内で、この大統領令の持つ負の側面が是正される措置が取られることを期待しています。

日本学術会議は、世界における科学者の自由な交流が、我が国のそして世界の科学技術の発展にとって重要であると考えています。このため、日本学術会議は、この機会に改めて科学者の独立した活動に基づく研究活動の発展とその前提となる科学者の自由な交流が、より豊かな人間社会の実現に不可欠であることを確認するものです。

グローバル化が進む今日の世界において、科学技術の発展は、一国のみでは成し得ないものです。このため、日本学術会議憲章（平成20年4月8日声明）においては、「日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な共同作業の拡大と深化に貢献する」ことを謳っています。この精神の下、日本学術会議は、海外の学術団体と広く連携・交流し、様々な国際学術活動を行っています。具体的には、国際学術団体の活動への積極的な参加や国際会議の主催等などが挙げられ、これらを通じて、我が国及び世界の科学技術の発展に貢献してきました。そして、このような国際的な連携・交流は、当然ながら、科学者の自由な移動を前提としています。したがって、いずれかの国が入国規制を行うことにより、世界における科学者の往来が滞り、研究交流が妨げられるならば、科学技術の発展そのものが阻害されることとなります。次世代の科学者育成の観点からすれば、留学生を含む学生の自由な移動も保障されなければなりません。

とりわけ、国や地域を特定した科学者の移動の自由に対する規制は好ましいものではありません。世界の科学者コミュニティを代表する最大の国際学術団体であるICSUも、その定款の中で科学の普遍性に関する原則（第5条）を掲げており、これを実現するため、民族的出自、宗教、国籍、言語、政治あるいはその他の思想等に基づく差別に反対し、科学とその便益に対する公平なアクセス機会を奨励しているところです。

日本学術会議は、これまで科学者の交流が、科学技術の発展を通じて人間社会の福祉に役立ってきたことを踏まえ、引き続き上記の原則を遵守するとともに、これらの原則があまねく社会に適用されることを求めます。

（注）日本学術会議は、我が国の科学者の代表機関であり、ICSUにナショナル・メンバーとして加入している。

平成29年2月16日
日本学術会議会長 大西 隆